学校いじめ防止基本方針

(38) 富山市立老田小学校

1 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立老田小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

2 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供にかかわる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を 及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に 理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、 その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大 切です。

- 3 本校のいじめの実態と課題について
- (1) 本校の実態

令和5年度の認知件数は2件。早期発見、早期解決が図れるように、教職員が連携しながら各学級における子供たちの言動に注視する必要があります。軽い気持ちで行ったことがいじめにならないために、子供たちへの指導を学校生活全体を通して行っていきます。

- 4 いじめ問題への対応について
- (1) いじめの防止のための取組
 - ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう 努めます。
 - ② 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
 - ③ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
 - ④ 子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような 取組(児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)を推進します。
 - ⑤ いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
 - ⑥ いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解 を図り、未然防止に取り組みます。
 - ⑦ いじめ問題に関する年間指導計画【図1 いじめ防止年間指導計画】を作成 し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施すると ともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。
 - (2) いじめの早期発見のための取組
 - ① 休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人 面談やスクールカウンセラーとの面談等を通して、アンテナを高く掲げ、子供 たちを見守ります。
 - ② ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。

- ③ 定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。アンケートは、卒業後5年間保管します。
- ④ 子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談 室等の窓口について広く周知するよう努めます。

【図2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

- (3) いじめが起きたときの対応
 - ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
 - ② 子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
 - ③ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、教職員で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

【図3 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ④ 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告しいじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
- ⑤ 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- ⑥ いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うな どし、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が 落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専 門家の協力を得て、取り組みます。
- ⑦ いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官 経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努 めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとと もに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを 理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供 の健全な成長を促すことを目的に行います。
 - ⑧ いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ⑨ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、 集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見 守りを続けていきます。
- ⑩ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ① ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ② ネットの掲示板やSNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ⑩ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を3か月以上は継続します。

- 5 重大事態への対応について
- (1) 重大事態とは
 - ① 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合

これらがいじめによ るものである疑いが 生じているとき

- ② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間30日以上の欠席を目安とする。)
 - 一定期間連続して欠席をしている場合・・・・いじめによるものである 疑いが生じているとき
- (2) 重大事態の対応についての留意事項
 - ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
 - ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大 事態に当たるか否かを市教育委員会と直ちに協議の上、適切に判断する。
 - ・学年又は学校全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明 文書の配付や緊急保護者会の開催を検討する。
 - ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対 応に努める。
 - ・「児童生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案」や「い じめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案」については、警察と的確 に連携して対応する。
 - ・インターネット上での児童ポルノ関連のいじめについては、被害の拡大を防ぐため、学校は直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。
 - ※ 参照 「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」 (平成23年3月 文部科学省)

【図 1 いじめ防止年間指導計画 8月 4月 5月 6月 7月 事案発生時、いじめ防止対策委員会の実施 校 いじめ防止対策委員会 いじめに関する研 内 実施① 修会(1) 委 • 指導方針 員 · 指導計画等 会 ※職員会議で共通理解 等 週1回のふれあいタイム(SGE、SST) 未 然 ①学級づくり、縦割りなかよしグループ 防 いじめ 人間関係づくり 止 実態把握調査 (宿泊学習・運動会等) \mathcal{O} 取 児童会による未然防止に向けた自治活動 組 ヘ早 の期 「楽しい学校生活を 取発 送るためのアンケート」 (毎月1回) 組見 教育相談①~④ 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 校 事案発生時、いじめ防止対策委員会の実施 内 いじめ防止対策委員 いじめに関する 委 いじめ防止対策委員会実 研修会② 員 会実施② 施③ •情報共有 ・本年度のまとめ 会 等 ・2、3学期の指導計 ・指導計画の見直し 「楽しい学校生活を 画の確認 送るためのアンケート」 (毎月1回) 教育相談⑤~⑧ 未

週1回のふれあいタイム (SGE、SST) 然 防 道徳・特別活動計画へ生 児童会による 止 ②学級、なかよしグル かす 「人権週間」 ープ人間関係づくり への取組 0) (宿泊学習·学習発表 取 会等) 組 ヘ早 「楽しい学校生活を の期 送るためのアンケート」 取発 (毎月1回) 組見 教育相談⑨~⑪

【図2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>) 関係機関 いじめ防止対策委員 いじめ防止対策 <構成員> · 富山市教育委員会 実務部会 · 富山西警察署 ・校長 <構成員> • 富山児童相談所 教頭 ・校長 • 医療機関 • 教務主任 • 教頭 · 富山地位方法務局 • 生徒指導主事 • 生徒指導主事 等 •養護教諭 ・スクールカウンセラー 外部専門家 いじめ調査班 ・スクールソーシャルワーカー ・心理や福祉の専門家 <構成員> • 学級担任 • 弁護士、医師 • 生徒指導主事 <取組内容> • 学級担任 • 教員、警察経験者等 ・いじめ対策の検討 養護教諭 ・方針に基づく取組の実施 ・スクールカウンセラー ・取組の年間計画の作成・実行・検証 保護者・地域 <内容> ・相談と通報の窓口 • P T A ・いじめの実態把握 ・情報収集と記録(調査の実施) • 学校評議員会 ・情報の迅速な共有 事案発生時の緊急対応や指導 · 民生委員 ・指導対応に当たって ・一旦、解決した後の継続的な見守り • 自治振興会長 の連絡調整 · 児童福祉委員 等 いじめ対応班 <内容> 校内研修 ・いじめの実態把握 ・情報の迅速な共有 生徒指導の機能を 道徳・特活教育 ・指導対応に当たっての 生かした授業改善 ・いじめの未然防止に向けた道徳の 連絡調整 ・教育相談に関する 指導計画の立案 研修 ・児童の自治的、自発的諸活動の推 の推進

